

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年香川県条例第1号）

- 1 香川県信用保証協会が求償権を行使することによって回収金を取得した場合における当該回収金のうち県に納入しなければならない納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生の促進を図り、もって地域経済の振興に資するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第2号）

- 1 県民負担の適正化及び公平化を図るため、当該収入を充てて執行する事務に要する経費並びに国及び他県における同種又は類似の料金との均衡を保つ観点から、現行の使用料及び手数料について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇香川県税条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第3号）

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等により、自動車取得税が廃止されるとともに自動車税の環境性能割が創設され、また、地方法人特別税が廃止されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成29年4月1日から、一部の規定は平成31年10月1日から施行することとした。

◇香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第4号）

- 1 香川県立保健医療大学大学院保健医療学研究科に臨床検査学専攻（博士課程）を設置するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第5号）

- 1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部が改正され、認定特定非営利活動法人等の海外への送金等に係る書類の事前の提出が不要とされる等、特定非営利活動法人制度の見直しが行われたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇香川県個人情報保護条例等の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第6号）

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部が改正され、同法の規定が適用される個人情報取扱事業者の範囲が拡大されるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、条例により個人番号を利用することができる事務について情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携に係る規定が新たに設けられたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年5月30日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第7号）

- 1 個人番号を利用することができる事務として、難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療に要した費用の支給に関する事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第8号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務を追加するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第9号）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、情緒障害児短期治療施設の名称が児童心理治療施設に改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第10号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇香川県警察職員定数条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第11号）

- 1 依然として厳しい治安情勢に的確に対応し、県民の安全と安心を確保するため、警察官の定数について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第12号）

- 1 香川県立中央病院の病棟薬剤業務の強化等に伴い、病院局の職員の定数を変更するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。

◇職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第13号）

- 1 配偶者同行休業の期間の延長について、国家公務員との均衡を考慮して、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第14号）

- 1 香川県立中央病院に第一種感染症病棟を整備することに伴い、病床数を変更するため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇香川県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第15号）

- 1 子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備等を図るために緊急に対応すべき事業を円滑に実施する目的で設置された香川県子育て支援対策臨時特例基金の設置期限を平成30年12月31日まで延長するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会委員会条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第16号）

- 1 議会運営委員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成29年香川県条例第17号）

- 1 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合等における費用弁償として支給する旅費について、より旅行の実態に即したものとするため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年4月1日から施行することとした。